

**埼玉県社会的養育推進計画  
第4回検討委員会 資料**

令和元年9月24日（火） 9：30～

埼玉県 福祉部 こども安全課

# 社会的養育推進計画案の構成

## ○ 策定の趣旨

- ・ 平成28年度の児童福祉法の改正により明記された子供の権利保障、家庭養育優先の原則を徹底し、子供の最善の利益の実現に向けて社会的養育に関する計画を策定する。

## ○ 計画の位置付け

- ・ 埼玉県子育て応援行動計画における児童虐待防止・社会的養育の分野を本計画として位置付ける。
- ・ 計画期間は5年間（令和2年度～令和6年度）とする

## I 本県の児童虐待・社会的養育をめぐる現状

図表1 児童虐待通告の状況	【表1】児童相談所における児童虐待通告件数
	【表2】虐待通告経路の割合
2 一時保護の状況	【表3】一時保護所・一時保護委託の対応件数
3 里親等委託の状況	【表4】里親等委託数・委託率の推移
	【表5】里親登録数・受託里親数
4 施設養育の状況	【表6】児童養護施設・乳児院の定員

## II 施策体系

### 施策の柱

### 6 児童虐待防止・社会的養育の充実

### 具体的施策

- (1) 子供を虐待から守る地域づくり
  - ① 児童相談所の体制・機能強化
  - ② 一時保護の充実
  - ③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進
  - ④ 子供の権利擁護
  - ⑤ 市町村の子供家庭相談体制への支援
- (2) 社会的養育の充実
  - ① 里親等委託の推進
  - ② 特別養子縁組等の推進
  - ③ 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成
  - ④ 入所児童の自立支援

### 目標

里親等委託率	32%	(令和6年度)
児童養護施設退所児童の大学等進学率	35%	(令和6年度)

# 埼玉県子育て応援行動計画 施策体系（案）

## 基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生き育てることに希望を持てる社会づくり

## 施策の方向性

① 子供を安心して生き育てられる環境を整備する

② 地域全体で子供と子育て家庭を応援する

③ すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

### 施策の柱

1 結婚・出産の希望実現

2 親と子の健康・医療の充実

3 「子育て」と「親育ち」の支援

4 ワークライフバランス  
・男女の働き方改革の推進

5 「子供の貧困」対策の推進、  
配慮を要する子供への支援

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

7 子育てしやすいまちづくりの推進

### 具体的施策

(1) 結婚を望む人への支援  
(2) 不妊・不育症に悩む方への支援  
(3) ライフデザイン構築の支援  
(4) 若年者の経済的自立の支援

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援  
(2) 周産期医療の充実  
(3) 小児医療の充実  
(4) 親と子の医療に係る経済的支援

(1) 家庭の子育て力の充実  
(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実  
(3) 質の高い幼児教育・保育の充実  
(4) 学校教育の充実  
(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

(1) 企業による働き方改革の推進、  
社会全体の気運醸成  
(2) 男性の家事・育児の促進

(1) 「子供の貧困」対策の推進  
(2) ひとり親家庭への支援  
(3) 障害児への支援  
(4) 一人ひとりの状況に応じた支援

(1) 子供を虐待から守る地域づくり  
(2) 社会的養育の充実

(1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進  
(2) 子育てしやすい住環境の整備

## 基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

子供は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。未来に希望を持てる社会であるためには、子供を持つことに夢を持てる社会であることが必要です。

子供が健やかに育つためには、社会全体が「すべての子供の最善の利益」を最優先に考え、保護者の第一義的責任の下、子供が自立的に育つ「子育て」を応援することが大切です。また、親自身も主体性を持った子育てを通じて地域の人々と学び合い、支え合うことによって成長できる「親育ち」を応援できる社会づくりを進めることが大切です。

本計画では、このような基本理念の下に様々な施策を進め、子供を生み育てることに希望を持てる社会を目指します。

## 施策の方向性

### ③ すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

権利の主体であるすべての子供が、生まれ育った環境に左右されずに、健全に成長し、社会的に自立できるよう、地域全体で支援していきます。子供が社会の一員として自立するためには、発達段階に応じ、遊びや自然体験、人との関わりなどを通じて自己肯定感、目標に向けてやり抜く力などの「非認知能力」を身に付けていくことが必要です。

また、児童虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育優先のもと、里親等による養育を進めます。

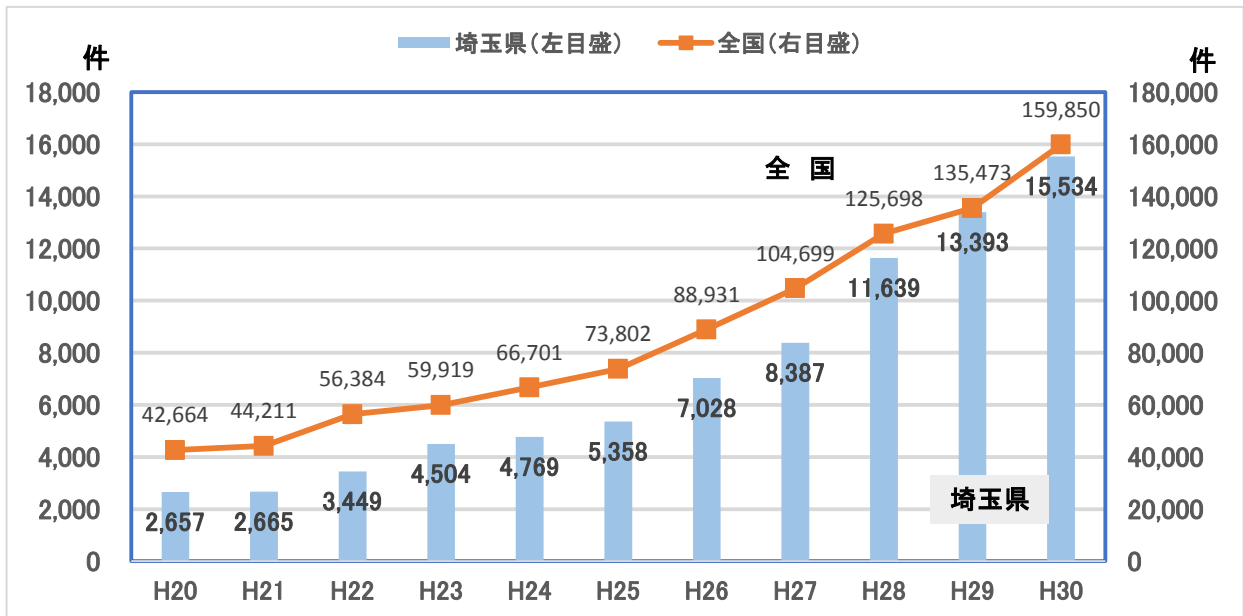
# 埼玉県社会的養育推進計画案

## I 本県の児童虐待・社会的養育をめぐる現状

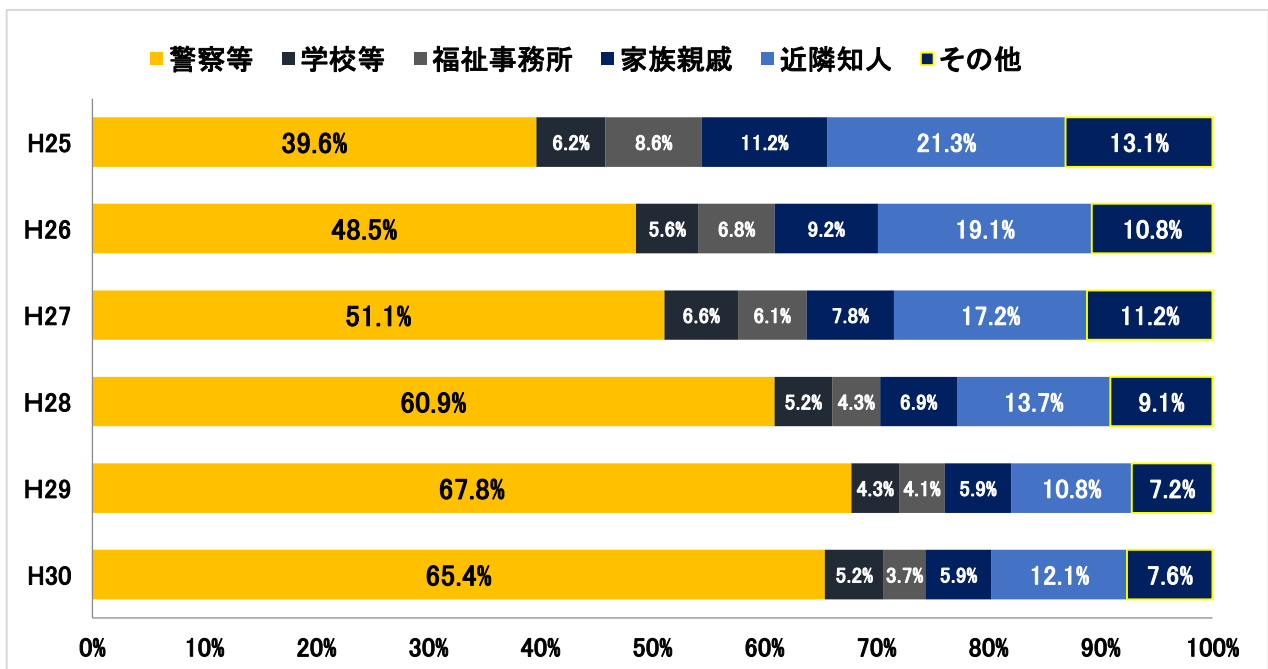
### 1 児童虐待通告の状況

県内の児童相談所における児童虐待通告件数は、平成 30 年度は 15,534 件(さいたま市を含む)となり、前年度に比べて 16.0%増加しています。このうち警察からの通告は全体の 70%近くを占めています。年々増加する通告件数に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

【表 1】児童相談所における児童虐待通告件数



【表 2】虐待通告経路の割合

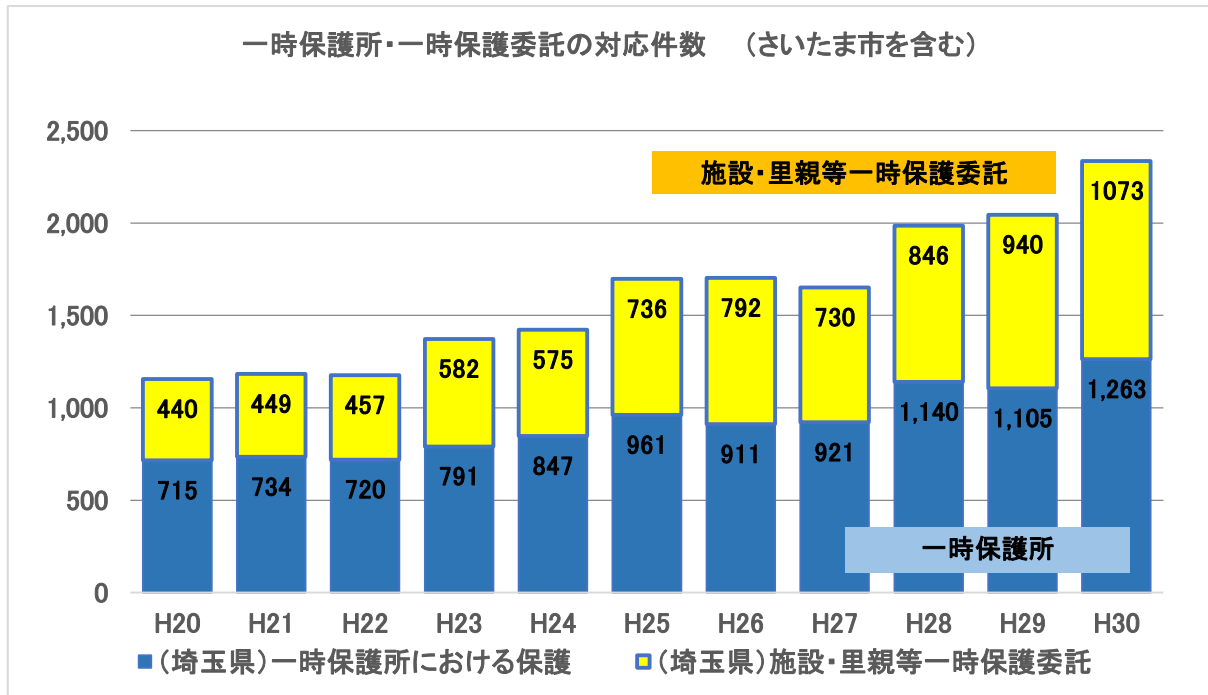


## 2 一時保護の状況

※ **太字アンダーライン**については第3回の素案から修正した箇所

県内の**一時保護児童数**が増加する中で、子供の安全を最優先に、迅速かつ的確な一時保護が求められています。**また、一時保護所の子供数に対して施設・里親等に一時保護を委託した子供の数の割合は増加傾向にあります。**

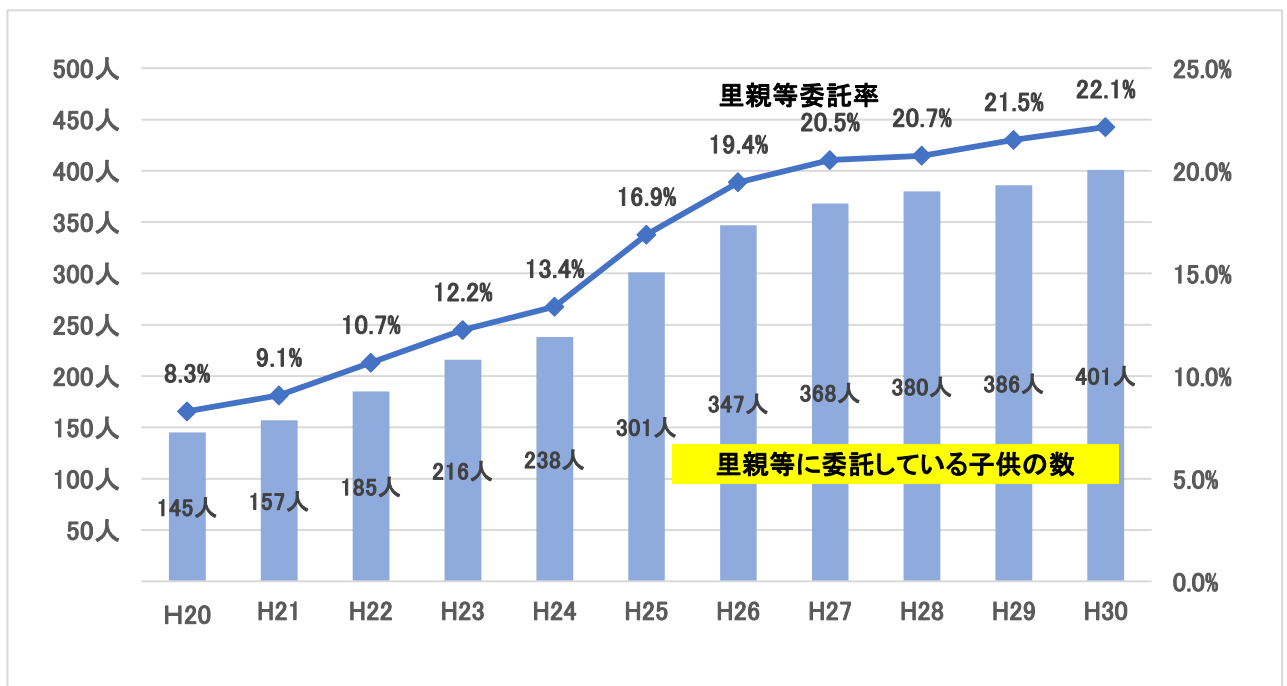
【表3】一時保護所・一時保護委託の対応件数



## 3 里親等委託の状況

保護が必要な子供を里親等（里親及びファミリーホーム）に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

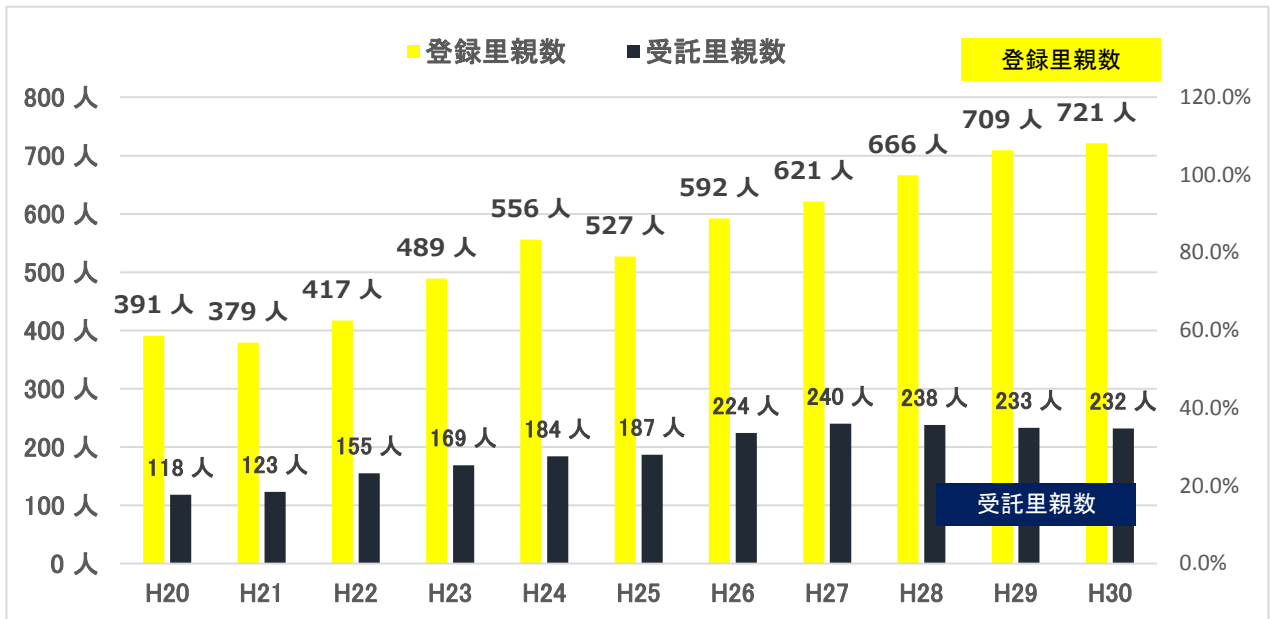
【表4】里親等委託数・委託率の推移 (さいたま市を含む)



里親の登録数は平成20年度の391人に対して平成30年度は721人となっており順調に増加しています。一方、子供を受託している里親の数は横ばいとなっています。登録した里親と子供との交流や委託後の訪問などきめ細やかに支援し、里親委託を進めていく必要があります。

【表5】里親登録数・受託里親数

(さいたま市を含む)

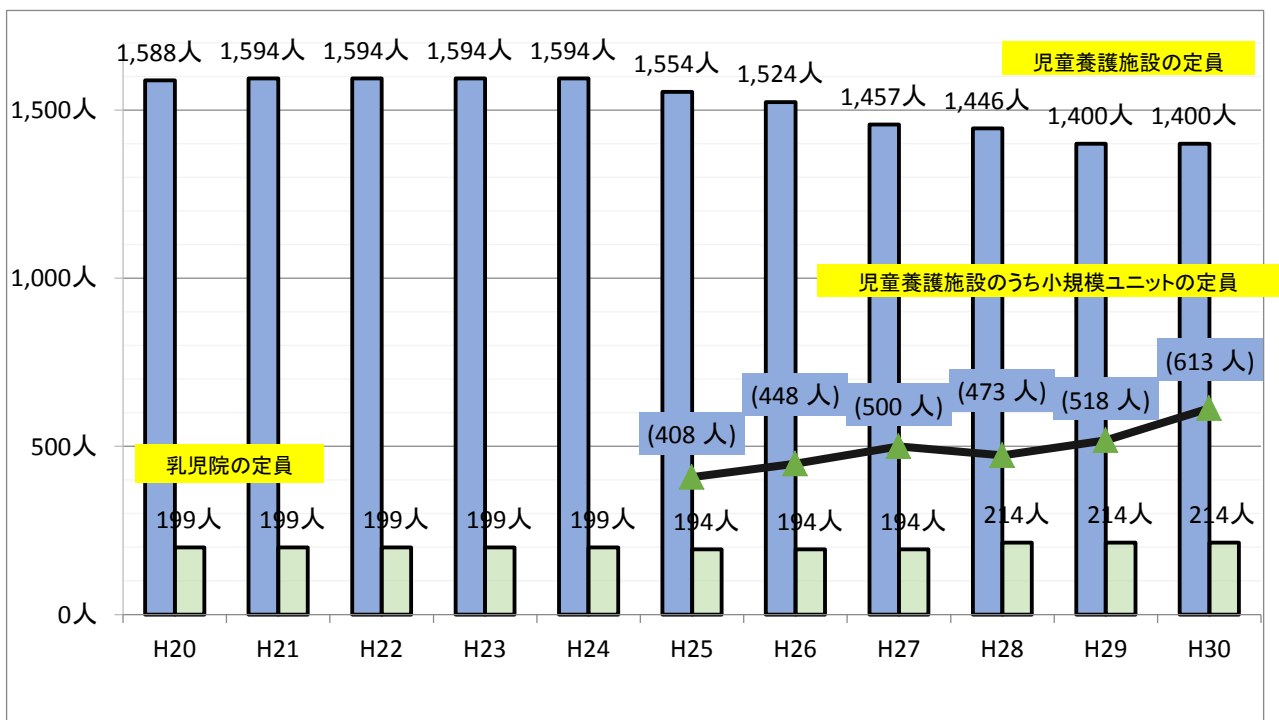


#### 4 施設養育の状況

児童養護施設は、平成30年度末で県内に22施設あり、定員は1,400人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は613人に増やしています。また、乳児院は令和元年度末で県内に8施設あり、定員は249人となっています。今後、子供のケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるよう、小規模ユニット化が求められています。

【表6】児童養護施設・乳児院の定員

(さいたま市を含む)



## 6 児童虐待防止・社会的養育の充実

### (1) 子供を虐待から守る地域づくり

- ① 児童相談所の体制・機能強化
- ② 一時保護の充実
- ③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進
- ④ 子供の権利擁護
- ⑤ 市町村の子供家庭相談体制への支援

### (2) 社会的養育の充実

- ① 里親等委託の推進
- ② 特別養子縁組等の推進
- ③ 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成
- ④ 入所児童の自立支援

## 6 児童虐待防止・社会的養育の充実

### (1) 子供を虐待から守る地域づくり

#### ① 児童相談所の体制・機能強化

- 1● 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。【福祉部】
- 2● 児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や法的対応力などの専門研修などを充実させます。【福祉部】
- 3● 児童相談所に警察官 OB を配置し、児童福祉司と同行訪問するなど子供の安全確認や安全確保の徹底を図ります。【福祉部】
- 4● 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。【福祉部】



- 5● 休日・夜間専用の電話窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。【福祉部】
- 6● **虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。**また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。【福祉部】
- 7● **児童虐待通告に迅速かつ適切に対応できるよう新たな児童相談所の整備を進めます。**【福祉部】
- 8● **児童相談所の業務について、AIやICT、民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組みます。**【福祉部】
- 9● **児童相談所において虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。**【福祉部】
- 10● 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所した子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【福祉部】
- 11● 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。【福祉部】

## ② 一時保護の充実

- 12● 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント(評価)が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。【福祉部】
- 13● 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負った子供のケアを行います。【福祉部】
- 14● **一時保護を必要とするDV被害者に同伴する子供の心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。**【県民生活部】
- 15● 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中の子供の学習機会の拡充に努めます。【福祉部】
- 16● 一時保護所において子供の権利を尊重し、環境改善に取り組むとともに、**第三者による評価**を実施するなどし**運営改善に取り組めます。**【福祉部】
- 17● 一時保護を要する児童の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行います。【福祉部】
- 18● **児童養護施設における一時保護**のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設や里親等と**連携する一時保護委託については、その充実を図ります。**【福祉部】

## ③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

- 19● 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、**いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談**を行います。【福祉部】
- 20● 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童等虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。【福祉部】
- 21● 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。【保健医療部】【福祉部】（再掲）
- 22● 虐待などの暴力から身を守るとともに人権意識を高めるため、CAPプログラム等を実施します。【福祉部】
- 23● 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。【福祉部】
- 24● 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。【福祉部】
- 25● **保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方など**を対象とした研修を実施することにより、児童虐待に**適切に対応**できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。【福祉部】

- 26 ● 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、**スクールソーシャルワーカーと連携して**子供を虐待から守る学校づくりを推進します。【教育局】
- 27 ● 教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成する**とともに、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携などについて**研修会を実施します。【教育局】
- 28 ● 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。【福祉部】
- 29 ● **配偶者からの暴力（DV）がある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進や児童相談所等の関係機関との連携強化を図ります。**（再掲）【県民生活部】
- 30 ● DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。**またDV被害父子の相談に取り組みます。**（再掲）【県民生活部】
- 31 ● **DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が行われるように配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。**（再掲）【県民生活部】
- 32 ● **虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。**（再掲）【福祉部】
- 33 ● 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。【福祉部】

## 4 子供の権利擁護

- 34 ● 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【福祉部】
- 35 ● 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、**いじめ、体罰、虐待など**子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。（再掲）【福祉部】
- 36 ● 児童相談所職員が子供の意向を汲み取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。【福祉部】
- 37 ● 社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、子供が意見を述べることができる機会を確保します。また、子供の意見表明を支援する仕組み（アドボケート制度）を検討します。【福祉部】
- 38 ● **児童福祉施設が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施設運営の改善ができるよう指導・助言します。**【福祉部】
- 39 ● 親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度**により専門家と連携して適切に支援します。**【福祉部】
- 40 ● 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。【教育局】（再掲）
- 41 ● **児童養護施設職員等を対象に研修を行い、性的マイノリティの子供が安心して施設で生活できるように支援します。**【福祉部】

## 5 市町村の子供家庭相談体制への支援

- 42 ● 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。【福祉部】

- 43 ● 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。【福祉部】
- 44 ● 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。(再掲)【保健医療部】
- 45 ● 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。【保健医療部】【福祉部】
- 46 ● 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、情報の提供その他の必要な支援を行います。(再掲)【保健医療部】
- 47 ● 子供の最も身近な場所において、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を行う子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。【福祉部】
- 48 ● 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。【福祉部】
- 49 ● 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点の充実を図ります。(再掲)
- 50 ● 地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。【福祉部】
- 51 ● 市町村が児童福祉施設、里親等と連携して実施する短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。【福祉部】

## (2) 社会的養育の充実

### 1 里親等委託の推進

- 52 ● 保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。【福祉部】
- 53 ● 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。【福祉部】
- 54 ● 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。【福祉部】
- 55 ● 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習や子供との交流を進めるなど委託の推進に取り組みます。また、委託後も訪問するなどして切れ目のない支援を行います。【福祉部】
- 56 ● 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組みます。【福祉部】
- 57 ● 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。【福祉部】
- 58 ● 市町村、里親・児童福祉施設、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していきます。【福祉部】
- 59 ● 里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。【福祉部】
- 60 ● ファミリーホームの設置促進のため、里親等に制度の周知を図るとともに、開設に係る相談に応

じ、支援します。【福祉部】

**指標** 里親委託率【福祉部】

現状値 22.1%(平成30年度) → 目標値 32%(令和6年度)

## ② 特別養子縁組等の推進

- 61 ● 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する手続きや養親等への支援について助言・指導等を行います。【福祉部】
- 62 ● 出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。【福祉部】

## ③ 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成

- 63 ● 児童福祉施設における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。【福祉部】
- 64 ● 児童福祉施設において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。【福祉部】
- 65 ● 児童福祉施設の一時的保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。【福祉部】
- 66 ● 児童福祉施設協議会等と連携して人材確保や育成の取組を支援します。【福祉部】
- 67 ● 児童福祉施設において個々の子供に応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。【福祉部】
- 68 ● 児童福祉施設における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。【福祉部】
- 69 ● 児童養護施設等の子供に対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。【福祉部】
- 70 ● 専門的ケアを行う施設である児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。【福祉部】
- 71 ● 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。【福祉部】
- 72 ● 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童福祉施設等への指導・支援をきめ細かく行います。(再掲)【福祉部】
- 73 ● 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。【教育局】【福祉部】
- 74 ● 児童養護施設の職員等を対象に、児童虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。【教育局】
- 75 ● 児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童福祉施設の多機能化を支援します。【福祉部】
- 76 ● 児童養護施設における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設や里親等と連携する一時保護委託については、その充実を図ります。(再掲)【福祉部】
- 77 ● 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家

庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。（再掲）【福祉部】

78 ● 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の強化を支援します。（再掲）【福祉部】

79 ● 国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入を進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。【福祉部】

## 4 入所児童の自立支援

80 ● 家庭での養育が困難な児童に対して、共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。【福祉部】

81 ● 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。【福祉部】

82 ● 児童養護施設の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。【福祉部】

83 ● 児童養護施設の入所児童等に対して学習費、部活動費、資格取得費用等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。【福祉部】

84 ● 進学、就労が困難な児童養護施設の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する関係機関との連携を図ります。【福祉部】

85 ● 児童養護施設の退所者等を支援する交流拠点を活用し、退所者等の孤立化を防ぎ、関係機関と連携し個々のニーズに合った支援を行います。【福祉部】

86 ● 児童養護施設の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて22歳まで引き続き施設等に居住させるなどにより、自立のための支援を行います。【福祉部】

87 ● 児童養護施設の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。【福祉部】

88 ● 退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、取組に活かします。【福祉部】

**指標** 児童養護施設退所児童の大学等進学率 【福祉部】

現状値 25.7%(平成30年度) → 目標値 35%(令和6年度)

◆ 令和6年度末までの里親等委託率の計画

(現状値) 平成30年度末時点、里親等委託率 22.1%

県全体	R2	R3	R4	R5	R6
代替養育を必要とする子供数	1,906人	1,908人	1,903人	1,899人	1,871人
里親等への委託(見込)子供数	454人	485人	523人	561人	596人
里親等委託率	24%	25%	27%	30%	32%
(0~3歳未満)	23%	26%	29%	32%	36%
(3歳~就学前)	29%	31%	34%	36%	39%
(学齢期)	23%	24%	26%	28%	30%

「代替養育を必要とする子供数」

児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託の子供数(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。

※1 児童人口(0歳~18歳人口)

- ・ 過去10年間の県統計(1月1日時点町丁別人口調査)、国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。

※2 施設入所・里親等委託の子供数

- ・ 県集計による3月1日時点の施設入所・委託等の子供数。
- ・ 施設入所については児童養護施設及び乳児院の子供数。
- ・ 里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託子供数。

※3 里親等委託率

- ・ 「里親等への委託(見込)子供数」÷「代替養育を必要とする子供数」×100(%)